

## ほのかな宿 樹林 教育旅行取消料規約

新型コロナウイルス感染対策としてワクチン接種が広く社会に行き渡り、また同時に、重症化を回避する治療薬の開発も進行しております。

こうした取り巻く社会環境を鑑み、当館では教育旅行宿舎のご契約について、より安心してご利用いただけるよう以下の通り改定をいたします。

なお、当規約の効力発生は2022年4月1日からとし、年度の期首は4月1日、期末は3月31日とする1年間といたします。

### 1. (教育旅行宿舎契約の成立)

当館に教育旅行宿舎利用の意思表示をしたその時をもってご契約とさせていただきます。

### 2. (宿泊者人数の変更)

宿泊者人数のご変更はご到着当日の午前9時までに当館にお知らせ下さい。それ以降に人数が減少した場合は、その減少した人数の単価合計100%を取消料として頂戴いたします。

### 3. (教育旅行宿舎の取消料)

#### ① 教育旅行実施日の21日前から3日前まで

見積り金額 (児童・生徒・引率教諭数の合計により算出) の30%

#### ② 教育旅行実施日の2日前まで

見積り金額 (児童・生徒・引率教諭数の合計により算出) の50%

#### ③ 教育旅行実施日の前日まで

見積り金額 (児童・生徒・引率教諭数の合計により算出) の80%

#### ④ 教育旅行実施日の当日

見積り金額 (児童・生徒・引率教諭数の合計により算出) の100%

### 4. (行程短縮による取消料)

当館を2泊以上ご予約され、一部の日程を利用されず実施された場合、利用されなかった一部の日程の見積り金額 (児童・生徒・引率教諭数の合計により算出) の30%を行程短縮による取消料として頂戴いたします。

## 5. (取消料の特例)

以下の場合、取消料の特例措置として対処します。

- ① 台風、地震、津波等の自然災害の危険により、予約日に教育旅行を実施出来ない場合、危険が過ぎ去った後、教育旅行実施年度の期末までに日程変更等により実施された場合、前項の取消料を請求金額に充当し、残金の精算といたします。

但し、期末までに実施出来なかった場合は、特例措置は適用されません。

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置がなされ、その期間中に教育旅行実施日が含まれる場合、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた後、教育旅行実施年度の期末までに日程変更等により実施された場合、前項の取消料を請求金額に充当し、残金の精算といたします。

但し、期末までに実施出来なかった場合は、特例措置は適用されません。

以上

2021年7月1日

株式会社日光グランドホテル

ほのかな宿 樹林